

議案第278号

訴訟の提起について（福祉局関係）

次のとおり詐害行為取消等請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 医療法人若葉会	大阪府堺市において訴外豊川元邦こと任元邦（以下「訴外豊川」という。）が開設した新金岡豊川総合病院は、生活保護法等に基づく診療報酬の加算を受けるために必要な看護補助者の配置基準を満たしていないにもかかわらず当該加算をされた額を請求する等して、本市から診療報酬金121,352,191円を過大に受領していたことが判明したことから、本市は訴外豊川に対し、当該診療報酬相当額の損害賠償等を求めているところ、訴外豊川及び被告は、本市を害することを知りながら同病院に係る不動産及び営業権の譲渡契約を締結し、同病院に係る不動産の所有権及び営業権を被告に移転させたため、本市は、金121,352,191円の範囲で当該譲渡契約を取り消すことを求めるとともに、被告に対し上記金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの
2 大阪地方裁判所 詐害行為取消等請求事件	

平成27年12月17日提出

大阪市長 橋下徹

説明

詐害行為取消等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。